



平成 24 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鴫田勝彦
(コード番号 3167 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 小澤 博之
(TEL. 054-275-0007)

訴訟の判決及び控訴に関するお知らせ

当社完全子会社である株式会社 TOKAI（本社：静岡県静岡市、代表取締役社長：鴫田勝彦）が、静岡市他 7 名を相手方として提起していた損害賠償請求等訴訟について、平成 24 年 12 月 7 日、静岡地方裁判所より、第一審判決（以下「本判決」といいます。）が言い渡されました。それに対して、一部の当事者に対する控訴を提起したこと及び一部当事者から控訴の提起があったことについて、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の経緯

TOKAI グループ及び株式会社 TOKAI（本社：静岡県静岡市、代表取締役社長：鴫田勝彦、以下「TOKAI」といいます。）は、TOKAI が販売致しましたマンション「エストメール静岡石田」の耐震強度不足の問題発覚後、まずは当マンションの居住者の皆様の安全を最優先課題として十分にお話を伺い、その結果速やかに転居の手配を致しました。そのうえで、TOKAI は、当マンションの補強工事の可否について検討を行ないましたが、十分な補強工事は、不可能又は著しく困難であるとの結論を得ました。そこで、居住者の皆様の多くからも住戸の買取りのご要請が寄せられたことも踏まえ、全ての居住者の方から住戸を買い取ることによる解決を致しました。そして、その後、当マンションの設計等に関与された関係当事者の皆様に、その責任に応じた負担をお願いするとの趣旨で、平成 19 年 12 月に訴訟を提起したものです。

また、TOKAI は、構造計算を行なった事務所が加入していた建築士事務所賠償責任保険の保険金請求権 1 億円について、同事務所から質権設定を受け、同保険の保険会社である東京海上日動火災保険株式会社に対して、1 億円の保険金支払を求める訴訟を提起しておりました。当該訴訟は、上記訴訟と併合して審理が行われ、今般、両事件について併せて判決が言い渡されたものです。

2. 訴訟の相手方

- (1) 株式会社サン設計事務所代表取締役社長（当時）
- (2) 同社代表取締役副社長（当時）

- (3) 同社設計チーフ・一級建築士（当時）
- (4) 有限会社月岡彰構造研究所代表取締役
- (5) 有限会社月岡彰構造研究所（構造計算担当設計事務所）
- (6) 静岡市（建築確認審査機関たる建築主事を置く地方公共団体）
- (7) 三井住友建設株式会社（施工会社）
- (8) 東京海上日動火災保険株式会社

3. 判決の概要

本判決においては、これまでTOKAIが主張してまいりました内容が、一部の関係当事者（被告）の責任を除いて、概ね認められました。すなわち、被告有限会社月岡彰構造研究所、被告有限会社月岡彰構造研究所代表取締役、被告株式会社サン設計事務所代表取締役社長（当時）、被告同社代表取締役副社長（当時）、及び被告同社設計チーフ（当時）に対し、TOKAIに対する損害賠償として、連帯して金 959,463,515 円及びこれに対する利息を支払うよう命じました。また、被告静岡市に対して、上記被告有限会社月岡彰構造研究所らと連帯して金 671,724,461 円及びこれに対する利息を支払うよう命じました。一方で、被告三井住友建設株式会社及び被告東京海上日動火災保険株式会社については、請求が棄却されました。

4. 控訴について

TOKAIは、東京海上日動火災保険株式会社に対する請求が棄却されたことに対しては、TOKAIの主張した事実・考え方に対する十分な判断が裁判所から示されているとはいえないことから、平成24年12月20日、東京高等裁判所に控訴を致しました。

一方、静岡市については、静岡市から平成24年12月21日に控訴の提起があり、株式会社サン設計事務所代表取締役社長（当時）、同社代表取締役副社長（当時）及び同社設計チーフ（当時）の三名より平成24年12月25日に控訴の提起がありました。

5. 今後の見通し

本訴訟の当社業績への影響については、現時点ではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせ致します。

（参考）当期連結業績予想（平成24年7月31日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 （平成25年3月期）	187,200	7,990	6,750	2,380
前期連結実績 （平成24年3月期）	181,931	10,923	9,818	2,715

以上